

条例案での語尾の使い方

○語尾

		通常の法令用語	主語が県	主語が県民・事業者等
否定	法律上の権利又は能力がないことを表す(罰則規定は設けられない。)	～することができない	～することができません	～することができません
不作為の義務づけ	(罰則を設けられることがある。)	～してはならない	～してはいけません	～してはいけません
一定の行為が可能	するかしないかの裁量権を与える場合と行為をする権利又は能力を与える場合がある。	～することができます	～することができます	～することができます
一定の行為の義務づけ	裁量の余地を与えない場合	～しなければならない	～します	～しなければいけません
弱い義務づけ	原則や方針を示す場合。(解釈として、合理的な理由があればしなくても良いという意味も出てくるので、用い方に注意)	～するものとする	～します	～するものとし ます
努力義務	努力を強く求める場合	～努めなければならない	～努めます	～努めなければいけません
〃	そのように努力していくことを原則や方針とする場合	～努めるものとする	～努めます	～努めるものとし ます